

介護保険制度の一部が変わります

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として、平成12年4月より始まりました。本制度では、3年ごとに各市町村において「介護保険事業計画」を作成し、必要な施設整備や給付費・保険料の確保、介護予防事業などの取り組みを定めることとなっており、平成27年4月から第6期計画が始まります。

また、平成26年に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険制度が段階的に改正されます。

今回の改正は、団塊の世代の方が75歳を迎える平成37年を見据えた改正であり、高齢者の急激な増加などの社会状況に対応するため、利用者の皆様に新たに負担をお願いする部分もありますが、制度を維持していくためにも、ご理解とご協力をお願いします。 ●問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115

～平成27年4月より～

●特別養護老人ホームへの入所が要介護3以上の方に限定

特別養護老人ホームへの新規入所が、要介護3～5の方に限定されます。(要介護1～2の方でもやむを得ない事情で在宅生活が著しく困難な場合は、特例により入所が認められる場合もあります。)

●住所地特例の対象施設に「サービス付き高齢者向け住宅」が追加

町外にある特別養護老人ホームなどの施設へ入所するために住所を移しても、特例として引き続き鏡石町から介護保険の給付を受けることになっています。そのため、介護保険料も町に納めていただくこととなっていますが、平成27年4月からは、これまでの住所地特例対象施設に加えて、サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム)も対象施設となります。



～平成27年8月より～

●所得が一定以上の方は介護保険サービスが2割負担に

現在、介護サービス利用料の自己負担は1割となっていますが、8月以降は一定以上の所得がある方の自己負担が2割となります。

対象は、前年の合計所得金額が160万円以上の方です。(年金収入の場合は280万円以上)

●施設入所者の食費・居住費の補助が縮小

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者、ショートステイの利用者で非課税世帯の方には、申請により「負担限度額認定証」を発行し、食費・居住費の自己負担額の一部を補助していますが、8月以降は非課税世帯であっても預貯金などが一定以上ある場合(単身で1千万円超、夫婦で2千万円超)は、補助対象外となります。

また、町外の特別養護老人ホーム等へ入所するために住民票を移し、配偶者と世帯が別になった場合、入所した本人が非課税であれば補助対象でしたが、改正後は、本人が非課税であっても、別世帯となった配偶者が課税されている場合は対象外となります。

さらに、今までは所得の判定基準から除外されていた遺族年金や障害年金などの非課税年金を含めた収入で判定するようになります。

●高額介護サービス費の基準額が一部変更

高額介護サービス費の世帯自己負担上限額が、医療保険の現役並み所得に相当する方がいる世帯に限り、現行の37,200円から44,400円に引き上げられます。

「防災マップ」完成!


東日本大震災から4年が経過し、町内の復旧事業も概ね完了しました。

平成26年3月に「鏡石町地域防災計画」を約10年ぶりに改訂し、災害に強い、安全・安心なまちづくりに努めており、この度、様々な災害に対する心構えや避難所・避難場所などを掲載した「防災マップ」を作製し、各行政区を通して全世帯へ配布します。

この「防災マップ」は、非常時の持出品リストや家族の緊急連絡情報なども記載できますので、目に付く場所へ常備し、今後の災害予防対策にお役立てください。

行政区に加入していない方で配布を希望する方は、総務課までお尋ねください。

▼問い合わせ先 総務課 ☎62-2111



平成30年度から市町村国保が広域化されます

国民健康保険(国保)は、病気やケガをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、加入者の皆さんがお金を出し合い、助け合う制度で、それぞれの市町村が運営しています。しかし、年々増加傾向にある医療費により、市町村の国保財政の運営が厳しさを増している現状です。

このため、将来にわたり安心して医療などが受けられる保険制度への改革が喫緊の課題であることから、平成22年8月に社会保障制度改革推進法が施行されました。

この法律では、国が各都道府県に国保の広域化等支援方針を策定するよう要請し、広域化(都道府県化)に向けて収納率目標の設定や標準的な保険料算定方式への移行などの実施項目が示され、平成30年度からの広域化に向けて取り組むこととされました。

国保税「資産割」を廃止し、4方式から3方式に

広域化に際しては、皆さんから納めていただいている保険料の統一が必要となるため、保険料の算定方式について、現在の①資産割②所得割③均等割④平等割の4方式から「資産割」を廃止し、3方式へと移行することを指すことが明記されています。

- ①資産割：鏡石町から課税されている固定資産税額から算定します
- ②所得割：国保加入者の昨年の所得をもとに算定します
- ③均等割：世帯内の国保の加入者数をもとに算定します
- ④平等割：世帯ごとに定額で課税されます

3方式への早期移行を進める

町においては、県の広域化等支援方針に基づき、これまで

でシミュレーションを行うなど、「資産割」の廃止が保険料にどの程度の影響をおよぼすかを試算しましたが、大きな影響がないことから、隣接市町村の状況を踏まえて早期の3方式への移行を進める計画です。

平成27年度の国保税

平成27年度の国保税の税率は、平成26年中の所得や被保険者数、平成27年度の医療費の見込みなどをもとに計算します。計算するにあたり、広域化に向けた3方式への移行も考慮しながら、6月末に決定する予定です。

▼問い合わせ先 税務町民課 ☎62-21114



町職員人事異動 ※敬称略 () は旧所属

●退職 (3月31日付)

- 岡部フミ子 (議会議務局主幹)
- 太田多美子 (健康福祉課保健師兼副課長)
- 揚妻清一 (都市建設課主幹)
- 吉田節子 (鏡石町図書館主任)

●異動・昇格 (4月1日付)

- ＜課長及び課長相当職＞
- 児童館・児童ふれあい交流館 今泉保行 (岩瀬福祉会派遣参事)
 - 参事兼館長
 - 健康福祉課保健師長 吉田綱代 (健康福祉課主任保健師)
 - 原子力災害対策室長 菊地勝弘 (原子力災害対策室長心得)
- ＜副課長及び副課長相当職＞
- 健康福祉課副課長(環境担当) 矢部雅春 (教育課副課長)
 - 健康福祉課副課長(こども担当) 緑川憲一 (産業課副課長)
 - 健康福祉課副課長(健康担当) 吉田光則 (健康福祉課副課長環境担当)
 - 教育課副課長(生涯学習担当) 佐藤喜伸 (教育課主任主査)
 - 産業課副課長(振興担当) 森尾知之 (産業課主任主査)
 - 保育所主任保育士 矢吹美紀子 (児童館主任児童厚生員)
 - 児童館・児童ふれあい交流館主任児童厚生員 堀江佳子 (保育所主任保育士)
 - 健康福祉課主任主査 圓谷めぐみ (教育課主任主査)
 - 税務町民課主任主査 佐久間淳子 (健康福祉課主任主査)
 - 健康福祉課主任主査 館川佳典 (都市建設課主任主査)

＜係員＞

- 総務課付主査 村岡廣隆 (健康福祉課主査)
 - (鏡石町社会福祉協議会派遣)
 - 税務町民課主査 大内秀人 (総務課主査)
 - 議会議務局副主査 藤島礼子 (税務町民課副主査)
 - 鏡石幼稚園副主査 灘山香織 (保育所副主任保育士)
 - 教育課主査 星雄之 (税務町民課主査)
 - 総務課主査 折笠友基 (福島県実務研修派遣主査)
 - 総務課付主査 角田祐樹 (総務課主査)
 - 福島県実務研修派遣
 - 都市建設課副主査 有馬直希 (総務課副主査)
 - 農業委員会事務局副主査 塚原健司 (産業課副主査)
 - (産業課併任)
 - 税務町民課主事 井口朋洋 (健康福祉課主事)
 - 総務課主事 近藤瑞希 (税務町民課主事)
 - 健康福祉課主事 山口和佳 (産業課主事)
 - 産業課主事 石井秀樹 (健康福祉課主事)
 - 総務課付主事 遠藤睦央 (鏡石町社会福祉協議会)
 - 健康福祉課(人事交流)
- 新採用 (4月1日付)
- 産業課主事 浅川拓也
 - 総務課主事 角田恒平
 - 教育課主事 伊藤美咲
 - 健康福祉課主事補 佐藤綾祐